



那覇市ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業



1. 事業の目的

本事業は、ひとり親家庭等における認可外保育施設の利用料の負担を軽減することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的として実施します。

2. 軽減支援の対象者

次の要件すべてに該当する方です。

- ① 那覇市に住民登録があること。
- ② 児童扶養手当の支給要件又は那覇市母子及び父子家庭等医療費助成事業受給資格を満たしている保護者（養育者を含む）。
- ③ 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号による「保育の必要性の認定」を受けた子どもの保護者（養育者を含む）。※子ども・子育て支援法第30条の4に定める子育てのための施設等利用給付の支給要件を満たす子どもの保護者（無償化の要件を満たす者）を除く
- ④ 児童福祉法第24条第1項に規定する保育所等 2施設以上を希望し利用申込みを行ったが、保育所入所の保留通知を受け、児童福祉法第59条の2第1項の設置届出をしている認可外保育施設を利用し月額の利用料を負担する保護者（養育者を含む）。ただし、1施設のみに申し込んでいた場合や、保護者の私的な理由により内定を辞退している場合を除く。

3. 軽減支援の手続き(こちら)と軽減額

那覇市こどもみらい課へ利用認定を申請します。→市は軽減の対象者であることの利用資格認定書を交付します。→認可外保育施設が利用料の減額を行います。

$$\text{軽減額} = \text{認可外保育施設利用料} - \text{認可保育所等利用者負担額}$$

(軽減の上限額は、33,000円/月)

4. 申請に必要な書類等

- 那覇市ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業利用認定申請書（様式第1号）
- 児童扶養手当証書又は母子及び父子家庭等医療費助成受給者証の写し
- ※受給者証の申請段階では、申請できません。受給者証が手元に届いてから申請ください。
- 保育所入所保留通知書等の写し
- 申請者の印鑑

5. 留意点

- ◎ 利用料軽減(減免)開始は申請した翌月分からです。(月の初日の申請は、その月を含む。)
- ◎ 保育所等入所内定時に「補助事業利用資格喪失届出(様式第5号)」を提出してください。
- ◎ 利用資格認定中、「保育要件の確認」を行う場合があります。
- ◎ 毎年度申請が、必要です。(保留通知が手元に届き、必要書類がそろい次第申請)

6. 申請窓口

那覇市役所 こどもみらい課 給付グループ (本庁舎 3階 49番窓口)

電話 861-6903